

幼稚園教育要領改訂のポイント

角 田 富美子

平成20年3月、中央教育審議会の答申を踏まえ、幼稚園教育要領が改訂され告示されました。教育基本法の改正と、それに続く学校教育法の改正とも連動して、幼児教育の重要性の認識が広がり、家庭教育の大切さと共に、小学校就学前のすべての幼児に対する教育の重要性が明記されております。また、改正学校教育法の第1条では、幼稚園が学校の最初の段階に位置づけられています。このことは、幼稚園教育が生涯における教育の基礎を培うことが明記されたといえるでしょう。そのポイントとしては、「発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育」「幼稚園と家庭での生活の連続性を踏まえた幼稚園教育」「子育て支援と教育課程に係わる教育時間の終了後に行う教育活動」等ですが、各領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」に示すねらいや内容の改訂は少なく、内容の取り扱いに重点が置かれています。しかし、「環境を通して行う」という幼稚園教育の基本は変わりません。

1. 改訂の基本方針

中央教育審議会答申では、各学校段階にわたる学習指導要領などの改善の方向性として7点が示されていますが、幼稚園教育要領については、

- ①「幼稚園教育については、近年の子どもたちの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や、学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す。」
- ②「子育ての支援と教育課程に関する教育時間の終了後等に行う教育活動については、その活動の内容や意義を明確にする。また、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動については、幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする。」

として2点が改善の基本方針として示されています。

2. 改訂の要点

教育要領の構成が、総則第2「教育課程の編成に関する内容」と、総則第3「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」という観点から分け、以下のよ

うに改めています。なお、今回改訂の幼稚園教育要領は、平成21年4月1日から施行されます。

目 次	
第1章	総則
第1	幼稚園教育の基本
第2	教育課程の編成
第3	教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など
第2章	ねらい及び内容
	健康・人間関係・環境・言葉・表現
第3章	指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
第1	指導計画の作成に当たっての留意事項
第2	教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1章 総則では、

教育基本法第11条「幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものである」と規定されましたが、近年、子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、小学校の集団生活にうまく適応できないなどが指摘されています。このことは、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下によることや、体験活動の欠如など、社会の変化に対応していく力の育成や、幼稚園の機能を生かした子育ての支援が求められています。

そこで、教育課程の編成において、幼児期の特性をふまえた幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活により、義務教育およびその後の教育の基礎が培われることを明確にしています。

〈発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実〉

1. 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続

幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることの明確化です。幼稚園では、これまでと同様に、生涯にわたる生きる力の基礎となる幼児期の充実した豊かな体験が学習の基礎になることが認識され、義務教育に準ずる教育であることが明らかにされました。そのためには、幼稚園と小学校の教師が幼児と児童の実態や指導のあり方について相互理解を深めること、幼児と児童の交流を図ることの必要性が求められています。このことは、幼稚園と小学校の教師が共に互いの専門性を生かし、幼児が生活や遊びを通してどのような体験を積み重ねているか、また、幼児期から児童期において、どのような学びをしているかについて相互に理解をすることです。さらに、集団生活の中で、自発性や主体性を育み、幼

児同士が、遊びの中で共通の目的を生み出し、協力したり、工夫したりして共に思いを実現させていくなど、協同する経験をさせること。同世代の友達とのかかわりの中で、自分の思いを実現させるためには、様々な葛藤や体験を重ねながら規範意識の芽生えを培うことの大切さが示されています。

2. 体験と言葉の重視など子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実

幼児は、同年代の友だちと幼稚園内外における多様な体験を重ねる中で、調和のとれた発達を促すとともに、一つ一つの体験の関連性を図り、言葉による伝え合いができるようにすることが強調されています。その際、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うことや、体を動かすこと、食に関する活動を充実すること、表現に関する指導の充実が望まれています。今回の改訂においては、体験という言葉が頻繁に用いられています。それは、幼児期の体験がもとになり、小学校以降の義務教育における学習を基盤にしながら社会人としての生き方が支えられていくのです。そのために幼児期における体験の豊かさが人生を大きく左右していくことになるのです。

〈幼稚園での生活と、家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実〉

幼稚園における生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得て行くためには、心のよりどころとしての家族とのつながりが重要です。幼児が安心して集団に適応していくためにも家族を大切に思う気持ちが育つようにすることです。幼稚園は、家庭と連携しながら、個々の幼児の発達の実情に配慮して、基本的な生活習慣が身に付くようにすること。家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるように活動の機会を設けることが望まれています。

〈子育ての支援と教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の充実〉

平成19年6月の学校教育法の一部改正により、子育ての支援及び地域の実態や保護者の要請等により希望者に対し行う教育活動である預かり保育が位置づけられたことを踏まえて幼稚園教育要領における位置づけの見直しが行われています。

子育ての支援については、相談、情報提供、保護者との登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めること、預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮して教育課程に基づく活動を考慮し、適切な指導体制を整備し、教師の責任と指導の下に行うなど、留意すべき点が具体的に示されています。

第2章 ねらい及び内容では、

1. 「健康」では、「内容」に先生や友だちと食べることを楽しむことが新たに示されています。さらに、「内容の取り扱い」では、

- 「十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること」
- 「幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる

喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」

- 「基本的な生活習慣の形成に当たって家庭での生活経験に配慮すること」

が新たに示されています。このことは、日々の幼稚園における食事の場面を大事にし、食育の指導が健康にとって重視されたことの表れと言えるでしょう。

2. 「人間関係」では、「ねらい」で、身近な人と親しみ、かかわりを深めることが強調され、「内容」に共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどすることが新たに示されています。さらに、「内容の取り扱い」で、

- 「幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信を持って行動できるようにすること」
- 「協同して遊ぶようになる為、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること」
- 「互いに思いを主張し、折り合いをつける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること」

が示されています。このことは、少子化により人間関係の希薄さ、家族等の関係性の弱まりなどが背景にあります。人とかかわる力の基盤は家族の中で培われます。幼稚園においては、家族の愛情に気付き、大切にすることを育てていくことも望まれています。

3. 「環境」では、「内容の取り扱い」において、

- 「他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること」

が新たに示されています。このことは、子どもが環境にかかわり、好奇心・探究心を育てる中で思考力の芽生えを培うためには、友達の発見や気付きに興味を持ってかかわり、子どもの疑問をそのままにせず、調べたり考えたりする気持ちを育てることがポイントとなります。

4. 「言葉」では、「内容の取り扱い」において

- 「幼児が自分の思いを言葉で伝えると共に、教師や他の幼児などの話を興味を持って注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること」

が新たに示されています。このことは、自分からも発言したり、友達の言うことにも耳を傾け、話し合い活動へと発展させていくことが伝え合いを育てることに繋がると考えられます。

5. 「表現」では、「内容の取り扱い」において

- 「遊具や用具などを整えることに加え、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること」

が新たに示されています。このように、表現とは、結果としての形を高度にすることではなく、表現する過程を子どもが楽しむための様々な経験が重要なのです。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項では

1. 「指導計画の作成に当たっての留意事項」として、

● 幼児の活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること、その際、3歳児の入園に際しては、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分に配慮すること」

● 「認定子ども園である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定子ども園における生活経験に配慮すること」

● 「多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、一つ一つの体験が相互に結びつき、幼稚園生活が充実するようにすること」など、体験間の関連性の重視が示されています。子どもの体験は、一つ一つ相互に結びついて学びや育ちが成り立っていきます。従って、学びの連続性や発達の連続性を保証していくためには、幼稚園における体験が充実していくことが重要なのです。さらに、

● 「家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるように配慮すること」

が新たに示されています。その際、保護者が保育に参加したり、他の幼児とかかわる機会を設けたりなどして理解を深めていくことも保護者と幼稚園の連携を充実させることに繋がるでしょう。

「特に留意する事項」として、

● 「障害のある幼児の指導に当たっては、特別支援教育の助言や援助を受けて、障害の状態などに応じた個別の指導・支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと」

● 「幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること」

が新たに示されています。

2. 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項として、

● 「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること」

● 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係わる教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用

しつつ、多様な体験ができるようにすること」

- 「家庭との緊密な連携をはかるようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること」
- 「地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば、実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること」
- 「適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること」

が示され、預かり保育の責任ある体制の確立と、子どもの一日の活動の全体を見透して、弾力的な運用と、計画性ある実施が示されています。なお、子育て支援の充実については、地域における幼児期の教育センターとしての多様な役割が期待されています。幼児期の教育に対する相談に加え、情報提供、保護者同士の交流の機会の提供を例示とともに、園内体制の整備や関係諸機関との連携及び協力に配慮することも新たに示されています。なお、保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもの保護者支援についても子どもにとって最善の利益を重視するよう述べられています。

参考文献

- ・文部科学省『幼稚園教育要領解説』平成20年7月
- ・ミネルヴァ書房編集部編『保育所保育指針・幼稚園教育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房 平成20年5月
- ・西久保禮造『幼稚園の教育課程と指導計画』(株)ぎょうせい 平成20年8月